

令和4年度 第3回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 会議録

議題	<p>議 題 (1) 会長及び副会長の選任並びに協議会の運営について (2) 部会の委員、部会長及び副部会長の選任並びに部会の運営について (3) バリアフリー基本構想の改定について</p> <p>その他</p>
日時	令和5年1月25日(水) 10時00分～12時00分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1・2(オンライン会議併用)
出席者名	<p>会 長：大原 一興 副会長：斉藤 進 委 員：山根 寛、大澤 武廣、吉野 哲也、寺尾 恵一、中山 早恵子、 山口 洋一郎、海野 誠、柏崎 周一、高丸 やい子、瀧井 正子、 沼田 ユミ、上杉 桂子、今井 達夫、瀬川 直人、浅川 晴美、 石井 勇、堀場 浩平、宮澤 豊、後藤 祐史</p> <p>(欠席委員)</p> <p>委 員：佐藤 勝太、橋 俊彦、坂口 勝利、内藤 喜之、城田 禎行、 奥山 重則、牧野 浩子、白石 航平、海津 ゆりえ</p> <p>(事務局) 都市部都市政策課</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員名簿 ・ 要綱 ・ 次第 ・ 資料1 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿及び同協議会市民部会部会委員名簿(案) ・ 資料2 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について ・ 資料3 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改定版】(素案) ・ 参考資料1 市役所が主体となって取り組む事業(案) ・ 参考資料2 目次構成の比較 ・ 参考資料3 改定作業の進め方 ・ 参考資料4 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改定版】(素案)の枠組み ・ 参考資料5 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	1名

(会議の概要)

1. 開会

深瀬課長 : 定刻になりましたので、令和4年度第3回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を開催いたします。本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。会議の内容については、原則公開となっておりますが、傍聴人の方はご発言できませんのでよろしくお願いいたします。本日は、お忙しいなか、当会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

司会の茅ヶ崎市都市政策課課長の深瀬です。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして5点ほどお知らせがあります。

1点目は、委員改選に関する事務手続きにつきまして、委員の皆さまのご協力を経て、円滑に事務手続きを終えることができました。この場を借りてお礼申し上げます。

2点目は、特定事業の調整に関することです。特定事業の事業者の皆さまには、限られた期間での事務局からの照会につきまして、ご回答をいただき感謝いたします。引き続き、ご協力を賜りますようお願いいたします。

3点目は、コロナ禍での会議開催による注意事項となります。会議中は、換気のため、窓やドアを一部開放しています。委員の皆様におかれましては、マスクの着用を徹底していただきますようお願いいたします。会議中でも体調不良などがございましたら遠慮なくお申出ください。マスク着用により声を出しづらい状況となりますので、マイクを使い発言をお願いいたします。また、発言時にはお名前を名乗っていただきますようご協力をお願いします。

4点目は、本日の会議はオンライン併用会議です。オンラインで参加する委員は、発言時以外は音声をミュートとしていただきますようお願いいたします。発言時は挙手のボタンを押していただくか、画面越しに挙手をお願いします。

5点目は、本日の会議は会議録作成のため、録画・録音をしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。本日は、活発な意見交換が行われる会議となりますようご協力をお願い申し上げます。それでは、本日の会議内容につきましては、議題として、

- (1) 会長及び副会長の選任並びに協議会の運営について
- (2) 部会の委員、部会長及び副部会長の選任並びに部会の運営について
- (3) バリアフリー基本構想の改定について

その他として、

次回会議の予定について

でございます。

まず、資料について確認いたします。

●委員名簿

●要綱

●次第

差替版を机上に置かせていただいております。

●資料1

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿及び同協議会市民部会
部会委員名簿（案）

●資料2

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について

●資料3

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改定版】（素案）

●参考資料1

市役所が主体となって取り組む事業（案）

●参考資料2

目次構成の比較

●参考資料3

改定作業の進め方

●参考資料4

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想【改定版】（素案）の枠組み

追加資料として、机上に置かせていただいております。

資料の不足等ありますでしょうか。

また、現行の基本構想も参考に置かせていただいております。こちらは会議が終わりましたら、回収しますので机上に置いておいてください。

ここで、当会議についてですが、委員30名のところ、オンラインによる参加も含め、21名のご出席をいただいておりますので、要綱第6条第2項の規定により、会議が成立していることとなります。

最後となりますが、今期より新たに委員となられた6名の委員を名簿記載順に紹介させていただきます。

●名簿番号15

茅ヶ崎市身体障害者福祉協会 高丸(たかまる)委員

●名簿番号17

茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会 沼田(ぬまた)委員

●名簿番号19

茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会 今井(いまい)委員

●名簿番号23

公募による市民 石井(いしい)委員

●名簿番号24

公募による市民 堀場(ほりば)委員

●名簿番号25

公募による市民 白石(しろいし)委員

よろしくお願ひいたします。

2. 議題

(1) 会長及び副会長の選任並びに協議会の運営について

(2) 部会の委員、部会長及び副部会長の選任並びに部会の運営について

深瀬課長 : それでは、議題(1)会長及び副会長の選任並びに協議会の運営について、議題(2)部会の委員、部会長及び副部会長の選任並びに部会の運営についてですが、まず最初に、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料1左側は、1月18日現在の協議会委員名簿となります。議題1は、協議会の会長及び副会長を選任させていただきます。事務局からの提案としましては、前期に引き続き、会長に大原一興委員、副会長に斉藤進委員、海津ゆりえ委員を推薦させていただきます。また、協議会の運営に関しても資料に記載のとおりとなります。事務局にて資料を作成すること、会議は原則公開となること、会議録には発言者の名前が記載されることとなります。続いて議題2になります。今期に関しても部会を設立し、心のバリアフリー推進を目的とするために市民部会を設置することを提案させていただきます。資料1の右側が市民部会委員名簿となり、17名で構成したいと考えています。こちらに関しても、部会長及び副部会長を選任したいと考えています。事務局としましては、協議会との連携もあるため、引き続き協議会同様に部会長に大原一興委員、副部会長に斉藤進委員、海津ゆりえ委員を推薦させていただきます。部会の運営に関しても協議会同様としたいと考えています。

深瀬課長 : ただいま事務局より、協議会及び部会に関する提案を説明させていただきました。委員の皆さまからご意見はございますでしょうか。

(会場内、意見なし)

深瀬課長 : それでは、事務局からの推薦者を協議会の会長及び副会長とすることに対し、お諮りします。

(会場内、異議なし)

深瀬課長 : ありがとうございます。続いて協議会の運営に関することをお諮りします。

(会場内、異議なし)

深瀬課長 : 続いて議題2に移り、部会の設立についてお諮りします。

(会場内、異議なし)

深瀬課長 : ありがとうございます。続いて部会の部会長及び副部会長について事務局からの推薦者とすることに対してお諮りします。

(会場内、異議なし)

深瀬課長 : 最後に部会の運営に関することをお諮りします。

(会場内、異議なし)

深瀬課長 : 委員の皆さまありがとうございます。それではここから先は、大原会長による司会をお願いいたします。

(3) バリアフリー基本構想の改定について

大原会長 : それでは、おはようございます。横浜国大の大原でございます。新しい委員の方は初めてだと思いますが、このバリアフリー基本構想についてはしばらく前から改定作業を進めさせていただいております。引き続き、ほぼもう出来上がっているところではありますが、今回3回目、次の4回目でほぼ確定する段階までとなっています。新しい委員からもさらに活発な意見をお伺いできればと思っております。茅ヶ崎での取組は、県内、全国を見ても比較的進んでおり、特に市民の方の参加や心のバリアフリーに関して他の地域に先んじて色々と取り組んでいる状況で、全国的にも評価されている。また、更に一步進めるため、今回の基本構想の改定ということに対しましてもプライドをもって進めていければ良いと思っております。それでは、引き続き、本日の議論を行い、確定に向けて進めていきたいと思っております。それでは、今日は改定版について議論することがメインとなりますが、事務局から説明をお願いしたいと思います。説明は全体を通してしていただき、意見交換では全体の話、重点整備地区の話と2部に分けて進めていきたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは、事務局より、議題(3)バリアフリー基本構想の改定につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料もしくは画面でご確認ください。

まず、参考資料3になります。こちらは改定の進め方としてスケジュールをお示します。

当初、1月の会議の中で基本構想の素案を確定することでお話しさせていただいておりましたけれども、特定事業の調整に少し時間を要しており、本日と3月の会議の中で特定事業計画を含めて最終的に素案の内容を固めるスケジュールに変更させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

資料3です。議題(3)で委員の皆様にご意見等を伺いたい点を先にお伝えしたいと思います。

基本構想の目次をご覧くださいませでしょうか。第1章から始まり、目次の2ページ目の第8章で本編が終わり、資料編という形で基本構想の素案をつくっております。

この中の第5章に戻ります。第5章の4、重点整備地区の特定事業等、81ページから118ページに関しましては現在事業者と調整中ということもありますので、ここを除いた部分につきまして、委員の皆様にご意見を伺い、次の会議に向けて内容を整理していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

こちらの説明をするために、これから資料2や参考資料を使いましてご説明をさせていただきたいと考えております。また、委員の改選もございませ

たので、基本構想の枠組みを冒頭にご説明させていただいた後に、少し具体的に第2回の協議会以降、ポイントとなる部分をご説明させていただきたいと考えております。

資料2をご覧ください。資料2のスライドの6ページ、右下にスライド番号がございます。こちらはこれから意見交換等をさせていただき次期基本構想の全体像を形にしています。まず、バリアフリー基本構想につきましては、本市のバリアフリー化の基本的な考え方をまとめたものを整理しております。構成としましては、第1章から始まりまして第8章の「基本構想の推進」までとなります。第4章の中では、右側に茅ヶ崎の市域の図がありますけれども、茅ヶ崎市全体で、全市的にバリアフリー化をどう進めていくを具体的に説明させていただき予定です。改定版では官民連携で取り組んでいくこと、市役所が主体となって取り組んでいくこと、基本的な考え方を示させていただいております。

市役所の取組に関しまして、改定後の取組はこれまで以上にバリアフリー化を進めていく必要があると改めて認識をしております。今回の改定では、新たに第7章に「市役所が主体となって取り組む事業」として設けているような状況です。

また、バリアフリー化に関しましては、面的、一体的に、優先的に整備していく必要がございますので、その地区を重点整備地区と定めております。第5章、重点整備地区基本構想で示すこととなりますけれども、茅ヶ崎駅、北茅ヶ崎駅を中心としまして、おおよそ半径500メートルから1キロメートル、徒歩圏内の範囲を茅ヶ崎市では設定させていただいております。こちらについては、現行の基本構想改定後についても同じ範囲内で引き継ぐこととしております。そのほかに、茅ヶ崎市内には香川駅、辻堂駅がございますけれども、こちらにつきましてはまちづくりの計画と連携してバリアフリー化を推進する地区として、整備促進地区という形で第6章にまとめています。こちらが全体の概要となっております。

それでは、第2回の協議会以降の内容について、具体的な説明に移らせていただきます。

資料2のスライド1ページにお戻りください。こちらにつきましては、第2回協議会后に時間的な流れを表しています。第3回の協議会の中では、先ほども申したように、資料3、基本構想の素案について、委員の皆様からご意見を伺うということを表しています。

スライドの2ページ目に移ります。こちらにつきましては、特定事業の調整状況です。先ほども申したように、基本構想の本編第5章の該当部分となります。第2回協議会の中でバリアフリーの配慮事項や課題等を整理させていただきまして、現在、各事業者と調整中となります。3月の第4回会議の中でその内容についてお示しをしたいと考えています。

続きまして、スライドの3ページに移りたいと思います。こちらにつつま

しては、基本構想の第7章に関する部分です。市役所が主体となって取り組む事業のこれまでの流れを示したものです。第2回協議会后、庁内調整を行い、本日、委員の皆様にお示しできる段階となりましたので、後ほど改めて詳細をご説明させていただきます。

スライドの4ページに移ります。スライドの4ページでは、第2回協議会で委員の皆様からいただいた意見につきまして、今回の素案にどう反映したかを表形式に表したものです。一番左側が委員からのご意見、真ん中がその対応、一番右の参照ページが基本構想の素案で該当する箇所となります。このような形で今回の素案に反映しています。

スライドの5ページに移ります。参考資料2も並行してご覧いただくと、少し分かりやすいかと思えます。こちらのスライドは、今回お示しする基本構想の目次構成を表したものとなっております。今日の会議の中では、赤の四角で囲んだ1から4について後ほどご説明させていただきます。赤字で書いてあるもの、青字で書いてあるものについては、現行の基本構想から修正した箇所、また、第2回協議会后で修正した箇所を、色を分けて説明させていただきます。これらを一覧にしたものが参考資料2となり目次がどう変わったかを示しております。参考資料2では、左側が現行の基本構想、真ん中が前回第2回協議でお示した骨子案、右側が本日の会議の目次となっております。

続いて資料の7ページに移ります。ここからが、前回の意見等を踏まえどう反映してきたかを順次説明させていただきたいと思えます。資料2と資料3、基本構想の本編も並行してご覧いただくと分かりやすいかと思えますので、よろしく願いいたします。

スライドの7ページですけれども、旧基本構想の進捗等や成果等を明確に示したほうがよいというご意見です。

基本構想の5ページをご覧いただけますでしょうか。こちらに重点整備地区における進捗の成果を記載しています。前回、第2回協議会の際は令和3年度末でしたが、今回、令和4年度末の見込みが出ましたので、最新の数値としています。完了率は、令和4年度の見込みは34%、令和3年度末が33%となります。今年度の進捗は1%増加となっております。

スライドの8ページに移ります。基本構想の6ページになります。こちらは、旧基本構想の中で完了した事業の一覧を特定事業別、事業者別で表しております。

続きまして、スライドの9ページに移ります。ここからが成果となり具体的に可視化しています。基本構想の7ページから11ページに関しましては、平成29年度から令和4年度までの完了事業を記載しています。

続きまして、スライドの10ページに移ります。基本構想のほうですと12ページです。特定事業に位置づけられた事業のほかにも、公共サインの整備や、駅周辺のエレベーターの案内等の設置作業を行いましたので、合わせ

て記載しています。

スライドの11ページに移ります。基本構想ですと13ページになります。前回の会議の中では重点整備地区の話がありましたけれども、整備促進地区につきましても一定の成果がございましたので、香川駅の周辺、辻堂駅の周辺につきまして、その内容を記載させていただいております。

スライドの12ページに移ります。基本構想ですと14ページに移ります。こちらにつきましては、成果の3つ目としまして、市民部会による心のバリアフリーの推進について、成果をまとめさせていただいております。14ページにその概要を示させていただいております。スライドの12ページと13ページに成果を記載させていただいております。

具体的な内容につきましては、資料編という形で、これまで市民部会で取り組んできた活動を基本構想の142ページから162ページまでに記載しています。

また、市民部会の今後の方針につきましては、基本構想の134ページになります。第8章の基本構想の推進の中で市民部会等により心のバリアフリーの推進という形で今後の取組を示していきたいと考えています。

スライドの14ページは、事務局のほうでバリアフリー設備に関する情報をオープンデータとして公開しています。15ページに概要の説明をしています。ここまでが旧基本構想の成果となります。

続きまして、スライドの15ページ、16ページに移ります。こちらは、検討項目の2つ目になります。旧基本構想を受けまして、課題と方針をまとめています。基本構想の本編16ページに課題に対する方向性や方針を新たに示しています。

また、資料2のスライドの17ページに移ります。こちらについては、今後のバリアフリー化の進め方をどう進めていくかをまとめています。基本構想の44ページから47ページに、官民連携で取り組んでいく事項という形で4つ、心のバリアフリーの推進、施設整備に伴うバリアフリー化の推進、公共サインの整備に伴うバリアフリー化の推進、安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進として官民連携の基本的な考え方をお示しさせていただいております。48ページにつきましては、市役所の取組として、表に記載のとおりとなります。

続いて、資料2のスライドの18ページに移ります。こちらにつきましては、市役所が主体となって取り組む事業という形で、基本構想では126ページになります。新たに第7章に市役所が主体となって取り組む事業を位置づけております。この中で大きなポイントは、改正バリアフリー法で公立の小中学校のバリアフリー化が求められている中で、市内一律には進まないということもございます。そのため、特定事業としての位置づけはせずに、今回市役所が主体となって取り組む事業の中で実施したいと考えています。

市役所が主体となって取り組む事業の基本的な考え方としましては、参考

資料1をご覧くださいませでしょうか。こちらが、市役所が主体となって取り組む事業を具体的にどう実施するかを表した作業シートになります。基本的には、どこの課でもやるべき事業というものを全課共通事業として位置づけをさせていただきます。課ごとにそれぞれの特性がございますので、もう一つとしては各課個別事業という形で大きく分類をさせていただいて、毎年度、年度当初に事業内容を確認、事業を年度末に実績内容を確認する形で、どの課に行ってもバリアフリー化について考えて取り組んでいくという体制を取っていきたいと思います。

基本構想の本編につきましては、全課共通事業を記載しています。各課個別事業につきましては、年度の進捗とともに変わる可能性がございます。本編まで記載するという事は、内容が変わってしまうおそれもありますので、今日、参考資料1の2ページ目以降に具体的に部ごとにどんなことが今挙げられているか、想定されているかというものを一覧としてお示ししています。

これから市役所が主体となって取り組む事業の中の全課共通事業について説明をさせていただきたいと思っております。スライドの19ページに(1)から(8)の大項目8個ございます。

(1)になりますけれども、心のバリアフリーの推進という形で、基本構想の127ページに記載をさせていただいております。大きくは普及啓発と教育啓発に関わる内容を入れさせていただいております。

(2)としましては、スライドの21ページと基本構想の128ページになりますけれども、情報のバリアフリー化の推進。

(3)になりますけれども、スライドが22ページ、基本構想は129ページに、窓口等での人的対応や、接遇の対応の推進という形で設定させていただいております。

スライドの23ページ、基本構想の129ページに移ります。(4)小中学校のバリアフリー化の推進という形で入れさせていただいております。

スライドの24ページ、基本構想の130ページです。こちらは(5)施設等のバリアフリー化の推進としています。また、この施設のバリアフリー化につきましては、様々な段階があります。計画・設計段階、工事の段階、維持管理・運営の段階、また、建物・土地の賃貸借の段階と、各々ありますので、いずれの段階においてもバリアフリーについて考えるという機会を設けさせていただいております。

(6)につきましては、スライドの26ページ、本編131ページとなります。災害・緊急時におけるバリアフリー化ということも考えていかなければなりませんので、こちらの項目も入れさせていただいております。

(7)となりますけれども、イベント・会議・講演会等におけるバリアフリー化の推進という形で、131ページに記載をさせていただいております。

最後、スライドの28ページ、本編132ページとなりますけれども、バリアフリー化整備に係る予算の部分がありますので、しっかりと予算であったり補助金のほうを活用しながら実施していく、市役所が主体となって取り組む事業という形で位置づけをさせていただいております。

以上が資料2の説明です。

最後になりますけれども、資料3、基本構想の改定版の本編の見方となりますけれども、現行、基本構想からの修正箇所を赤色で、第2回協議会以降に直した箇所を青色と、変更点も見えるような形で表記をさせていただいております。事務局からは以上となります。よろしくお願いいたします。

大原会長 : ご説明ありがとうございました。

それでは、これからしばらく全体に関しての基本構想の構成と、それから様々な改正ということで、それに加えていろいろ今回取組が記載されていると思いますが、その辺を中心にご意見、ご質問をお願いしたいと思います。内容は広範ですし、前回までもいろいろご意見を伺った上での構成になっていますので、いかがでしょうか。細かいことでも構いませんので、ご質問等をお願いしたいと。それでは、お願いします。

寺尾委員 : 建設部の寺尾です。よろしくお願いいたします。

この資料2にも出ていたり、本編の資料3にも出ている言葉のことです。最近、「LGBTQ」という表現をされていると思うんですけども、直近だと「LGBTQ I」という表現だったりしていると思うんです。その辺を事務局のほうで何か捉え方とか考え方とかというものがあれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

事務局 : 事務局から説明させていただきます。

現在、男女共同参画課とお話をしまして、「LGBTQ」という形で今記載させていただいておりますが、改めまして市の表現の仕方を統一するような形で確認を取って、次回お示ししたいと考えております。

大原会長 : よろしいでしょうか。具体的には、例えば最近の課題としては、トイレの男性、女性の表示で構成をいろいろ改定する、いわゆるユニセックスという男女問わず使えるトイレが設置されるかありますが、この基本構想にはそういう具体的なところまでは関わっていないですね。「LGBTQ」に配慮するという姿勢は見せているかと思いますが、細かくは特に規定はないというところでしょうか。加えて、ちょっと簡単に質問です。あるいは、そういうようなものまでさらに細かく考えていくべきだというようなご意見をいただいてもいいと思うんですけども、まずは事務局ではその辺の配慮の細かさということはいかがでしょう。

事務局 : 事務局としましては、現行の基本構想では、「LGBTQ」や外国籍の方に関して特に触れるということは文面でもございませんでした。今回そういう部分も、多様化してきているということがございますので、新たに取り入れていきたい。また、実際に昨年8月から9月に、関係団体や当事者の皆様

とまち歩きやヒアリングをさせていただいております。その内容をバリアフリーの配慮事項という形で取り入れて実施をしてきておりますので、改定版につきましては、この点についても配慮して進めていきたいと考えているものでございます。

柏崎委員 : 老人クラブの柏崎といいます。

資料2の4ページ一番下に「合理的配慮の義務」とあるんですが、どこまでが合理的なのかというのがなかなか素人では分からないので、合理的配慮の具体例というのは具体的には公表されているのでしょうか。この辺のところをちょっと欲しいなという感じはします。合理的配慮というと、どこまでが合理的なのかというのがちょっと難しいところなので。

事務局 : こちらは前回ご意見いただいた中で、国土交通省の宮澤委員からご紹介いただいて、国で進めている合理的な配慮の例、その該当ページをご案内させていただいているところでございます。基本構想の中では、特にそこまでは今記載はしていないような状況です。そのあたりがやはり、どこまでがということでは分かりづらいということもあると思いますので、しっかりと一例として入れていくようなこともできるかなと思っています。ただ、市の中でその内容ということは決まっているものではございませんので、国土交通省さんのほうで出されている内容等を参考にしながら、資料編の中で入れさせていただくような形でもよろしいでしょうか。

柏崎委員 : はい。そういうところをぜひ具体的な例を何らかの格好で出していただければいいと思います。よろしく願いいたします。

事務局 : 承知しました。

後藤委員 : 都市部長の後藤でございます。幾つかあるんですが、ちょっと確認をしていただければと思います。

まず、資料3の本冊の43ページです。「全市的なバリアフリー化の推進」の中に2つありまして、「官民連携での取組」、それから「市役所の取組」に分かれているよというところで、「官民連携での取組」については43ページの四角囲いの中にこういったことをやっていくという記述がございます。一方で、「市役所の取組」につきましては、48ページの四角囲いの中にこういった取組を進めていくというものがございますが、この中でダブっているものがあります。心のバリアフリーの推進が両方とも入っているということと、それから「官民連携での取組」のほうでは施設整備に伴うバリアフリー化の推進、安全な歩行空間確保に伴うバリアフリー化の推進につきましては「市役所での取組」の施設等のバリアフリー化の推進と少しかぶっているようにも見えるんですが、その辺のすみ分けを少し説明できるような形で、次回までに整理をしていただければなと思っております。

それから、資料3の16ページのところに「基本構想改定に向けた課題・方針」というものがございます。改定に向けた課題ですとか方向性、方針という表があるわけですけども、そこから、39ページの基本理念ですとか

目標、その次の40ページの基本方針、そして各施策にどう結びついていくのかというところが少し不明確だと思います。次回の審議会までにこれらがどう紐づいているのかを一旦整理していただければと思っております。

それからあと、全体構成の話なのですが、本冊の第1章、「はじめに」の中に旧基本構想の成果ですとか、基本構想改定に向けた課題とか方針という内容があるんですけども、「はじめに」の中にあるべきなのか、章を分けたほうがいいのかも、一度確認をしていただければと思っております。

あと、表現の話なのですが、第1章の「はじめに」の中では基本構想の「改定」になっておりますけれども、第2章は全て基本構想「策定」となっておりますけれども、その辺の整合はどうするのか。改定ですので、全て改定になるのかなというところも併せて確認をお願いしたいと思います。

その他のてにをはも含めて、一旦次回までに整理をしてほしいと思っております。

それから、次回の協議会では素案の確定をするというスケジュールが示されていましたが、その後、本冊の素案だけでなくて概要版の素案も出てくるということですのでどうか、この辺を確認させてください。

以上です。

事務局 : まず1つ目、第4章の43ページ、官民連携でというお話と市役所が主体で取り組む事業の違いになります。当然官民連携というところがございますので、民間の企業様が主体で実施していくものであっても、市役所と一緒に協働で実施していくということがございますので、こちらにつきましては、民間の企業様がやるほうに重きを置いていただくことを(1)で示させていただいております。市役所が主体で実施すべき事業を(2)で、市役所が主体となって取り組む事業という形で48ページに整理させていただいておりますけれども、言葉の使い方、伝わり方が少し分かりづらいところがございますので、改めて言葉の整理をさせていただきたいと思っております。

参考資料4を今日追加で配付させていただいております。基本的な資料の構成としましては、こちらの参考資料4の1ページ目にお示ししていますような形ですみ分け、くくり分け、整理をしていきたいと思っております。全市的なバリアフリー化の推進という大きな枠の中で、官民で進めることと、あと市役所がやることの分けをしっかりと明確にした上で、市役所の取組については第7章で具体化させていただきます。そのほかに、重点整備地区、整備促進地区と、地区の設定を別にしていきますので、そちらについては5章、6章で明確に分かるような形で改めて整理をしていきたいと考えております。

2つ目のご質問の件、基本構想の16ページの課題・方針です。課題と方向性につきましては、現在課題という形で、前後の流れがちょっと分かりづらい部分となっております。現状、どういう問題があって、課題があって、方向性を示していくかというところを、もう少し分かりやすく記載の見直しをしていきたいと考えております。

3つ目の目次の話になります。こちらにつきましては、「はじめに」の中に成果が少し分かりづらくなってきているということがございましたので、現在考えているのが、第1章の2、旧基本構想の成果、3の基本構想の改定に向けた課題・方針については、新しく第2章という形で別立てにして対応していくことのほうが、全体として少し分かりやすくなっていくかなと思います。そのあたりも改めて整理をさせていただきたいと思います。

4点目の「改定」と「策定」の言葉の違いですけれども、基本構想のこの本編の中では、旧基本構想を改定する、改定するものについては新たに基本構想という中で策定ということで言葉を使い分けてはいますけれども、こちらでも分かりづらさが少し残っておりますので、改めて整理をさせていただきたいと思います。

5点目について、概要版は、第4回ではまだお示しすることができません。令和5年度、パブリックコメントが終わって、基本構想案で内容が固まった段階で、一旦、概要を委員の皆様にお示ししたいと考えております。

以上でございます。

後藤委員 : 了解いたしました。概要版も含めて事前に協議会のほうで議論していただくという流れになろうかと思っておりますけれども、ちょっとその辺は確認してください。

以上です。

事務局 : 概要版につきましても、協議会にお諮りして進めていきたいと思っております。

上杉委員 : 自閉症児・者親の会の上杉です。

今、概要版というお言葉が出て、それと同じものではないと思うんですけれども、実は障がい福祉課の今期作成を始める障がい者保健福祉計画のほうでもまだできていないんですけれども、こうした障がい者に関わる計画を誰に向けてということになると、もちろん市民全般なんですけれども、特に当事者である障がい者が分かるようなものというのは大事なことだと思うんです。

さっき言ったように障がい福祉課でもまだできてはいないんですが、せっかく今回こうして新しい改定版が出るのであれば、障がい者に分かるようなダイジェスト版というようなものの作成を同時に考えていただけるとありがたいなど、ちょっと思いました。それに関しては、当事者団体のほうも協力を惜しまないと思います。

以上です。

事務局 : ありがとうございます。この点も含めて検討していきたいと考えております。

中山委員 : 茅ヶ崎市教育委員会教育総務部、中山でございます。よろしくお願いたします。

言葉の使い方でもっと確認をさせていただきたいと思っております。目次をはじめ、第7章のところでも「市役所が主体となって取り組む事業」ということ

で「市役所」という文言が使われているんですけども、この素案の中でも、行政のことを指していると思うんですけども、「市役所」という言葉の使い方ですとか、126ページの中にも「本市」という使い方になっていたり、135ページのバリアフリー化の推進の役割、責務のところでは、市民と事業者と「行政」という使い方がされております。こうした計画ものといえますか、つくりの中で「市役所」という文言を見るのはなかなか機会がないんですけども、何かこれは意図があって、この「市役所」という言葉を使われているのか、ちょっと確認をさせてください。

事務局 : 「本市」、「市役所」、「行政」と様々な使い方をしてしまって分かりづらい部分がありまして、申し訳ございません。

「市役所」としてあえて使いましたのは、全市的なバリアフリーの推進という形で、これまで目次構成でも、参考資料2をご覧くださいますと、前回の第2回協議会骨子案の中では、市全域で取り組む事業という表現をしまして、これが少し分かりづらいただろうということで、より私たちがやらなければならないと認識を高めるためにも、「市役所」という形で言葉の使い分けをさせていただきましたけれども、全体を見通すと分かりづらさがまだ出てきていますので、言葉の統一をしっかりと図っていきたいと考えております。

中山委員 : 確かにこちらを読ませていただいている中で、「市」という言葉がたくさん出てきますので、分かりづらい点は多々あるのかなと思うんですけども、地方公共団体の名称とか呼び方といいますか、そういったところも含めたりとか、あとは、「市役所」というと、どうしても建物的なイメージがついてしまうのかなといった観点からすると、出先機関等があったりというところがありますので、その辺も含めた上での「市役所」という文言を使うという捉え方でよろしいでしょうか。

事務局 : 市役所の出先機関も含めて「市役所」という形で今記載をしております。今後につきましても、その内容を含めた形で、少し言葉を選ばせていただいて、表現していきたいと考えております。

堀場委員 : 公募市民の堀場と申します。私はJICA（国際協力機構）のコンサルタントとして、主に途上国の障がい者施策などに関わっております。どうぞよろしく願いいたします。

お見せいただいておりますスライド18ページの検討項目4のところについて、ちょっと意見をお聞きしたいことがあります。よろしいでしょうか。小学校のことです。改正バリアフリー法で、公立小中学校がバリアフリー化基準適合義務の対象施設に加えられているということですが、この小中学校に関しては、重点整備地区の枠組みを超えて市内全域を対象とするというふうに理解しておりますけれども、ここは学校施設内のことだけでなく、通学路についてもバリアフリー化を進めるということをご検討いただきたいと考えております。

2点目は質問になるんですけども、同じこのスライド上で、バリアフリー法では公立小中学校を対象としていますけれども、茅ヶ崎市としてこの法を超えて公立高校についてもそれを広げるといようなことは検討されているのでしょうかというところです。

よろしくお願いたします。

事務局 : ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の通学路に関しましては、現在、重点整備地区内にある移動円滑化経路は、同様にバリアフリー化を考えていきます。その他の通学路については、所管する部署とも話をしながら、順次対応できるものについては進めていきたいと考えております。今回、全市的なバリアフリー化、第7章で市役所が主体となって取り組んでいく事業ということは位置づけをしていますので、道路管理部局等が道路整備の際にはそういうことも配慮して整備を進めていく形を考えております。

2点目の公立高校のバリアフリー化につきましては、まだ現在その考え方を持っていないような状況となっております。

堀場委員 : ありがとうございます。改正バリアフリー法で小中学校が対象になった背景は、もちろんインクルーシブ教育の推進ということがあるかと思しますので、仮に校舎内がバリアフリーになっても、通学路がもしバリアフリーでなければ当然通えなくて、特別支援学校を選ぶといったようなこともあり得るわけですから、ぜひ通学路のバリアフリーも範囲に入れてご検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

事務局 : はい、ありがとうございます。

柏崎委員 : 老人クラブの柏崎といいます。

18ページの真ん中に先ほどと同じように、「合理的配慮」の下に「障がい理由とする差別に関する事例集」というのがあるんですが、これはこれからつくるんですか。もうこの事例集は現在あるのでしょうか。

事務局 : 事例集はもう既にございます。

柏崎委員 : 既にあるわけですね。そうですか。分かりました。

それからもう一つ、つまらない質問なんだけれども、22ページの「外国人への対応」で翻訳機の活用というのがありますけれども、この翻訳機とはどのぐらいの国の言葉を対象にしているのでしょうか。外国人といってもいろんな外国人がいるので、まさか100もあるわけではないので、今もうあるんですか。主なところで、どのぐらいを考えておられるのか、ちょっとお伺いします。

事務局 : 今、ポケットクという翻訳機能がある電子媒体を各課に配付されています。柏崎委員がお話しになった、今何か国かというところはちょっと把握ができておりませんので、次回会議までに対応していきたいと考えております。ただ、現在、市内在住の方々には対応できるようなものでポケットクというものを導入して実施をしております。

柏崎委員 : ありがとうございます。

上杉委員 : 上杉です。

非常に細かいことで恐縮ですが、資料3の2ページの下の部分に津久井やまゆり園の事件のことが記載されているんです。ここにいらっしゃる皆さんは津久井やまゆり園の事件といたら、すぐピンときて分かるのですが、特に若い方の中には、これ、なあにとか、知らないとかいう方が結構、もう多いんですね。なので、「同時に、神奈川県では津久井やまゆり園の事件を受けて」というような文章ですが、「同時に、神奈川県では平成28年度に起こった津久井やまゆり園での殺傷事件を受けて」ぐらいの、ちょっと具体的な記載をお願いしたいと思います。それに伴って、下のほうにある「平成28(2016)年」というのは「同年秋に」みたいな感じで書いていただいたほうがいいかと思います。

以上です。

事務局 : ありがとうございます。修正させていただきます。

寺尾委員 : 建設部、寺尾です。

資料3の126ページからの第7章の中で、先ほど言葉が出ていましたけれども、市が主体となって取り組む事業の中で心のバリアフリーの推進というところが127ページですよ。多分これは本当に難しい取組だと思うのですが、この全課共通事業の下段に書いてあって、普及啓発でよくあるポスターですとか、そういう理解を進めていくためのやり取りをやっていくということなんですけれども、多分これは前回の構想の中でも同じような言葉だったと思うんです。ここを重点的にやられるということなのであれば、何かもう少し具体的にやれること、例えばSNSへの発信をしていくとか。特に小中学生にということなのであれば、小中学生が理解できるような工夫を何か考えると、そういうことは今事務局として想定されているのかも、ちょっと伺いたいと思います。

事務局 : ありがとうございます。127ページ以降、全て全課共通で取り組む事業の記載になります。前段が普及啓発で、その括弧内に具体例を示しています。今、寺尾委員からもお話がありましたように、これまで同様、SNSの発信であったり、そういうことも実施していきたいと考えております。

また、小中学生への普及に関しましては、昨年まで取り組んできましたポスター、「ここにある、このころ。」の12枚、あらゆる日常の困り事を描いたポスターがございます。そちらを学校現場で教育教材として使うことができないかというところを、今、茅ヶ崎・寒川地区の小中学校研究会の中で、生活総合部会という部会がございます。いわゆる茅小研と言われている先生方が勉強する場がございます。その会に先日お邪魔させていただいて、令和5年度以降に、このポスターまたはエッセイを、子供たちが理解しやすい言葉に変換して教材化できないかという投げかけをしております。こちらは一例となると思いますけれども、それが徐々に普及していくかと思っております。

で、この点は忘れずに次期基本構想の中で進めていきたいと考えているものでございます。

以上となります。

大原会長 : ありがとうございます。全体に関してはこんなようなところで、単に時間的な話なんですけど、よろしければ一旦次に行きたいと思います。

私のほうから感想というところちょっと変ですけども、今までお聞きした中では、やはり言葉の問題をきちんと整理するというところ。その中で、特に「市役所」と出ていたり、「市」と出ていたりというあたりがありました。単純に「行政」という言葉に変えてしまっているのかというところがちょっと気になったんですけども、「行政」と書いていい場合もあれば、「茅ヶ崎市」という形で書かなくてはいけない場合もあるだろうなと思ったんです。

それは、県の役割というものが当然あって、神奈川県も、先ほどの2022年にみんなのバリアフリー街づくり条例の改定がありました。そこでは、割とさらっと書いてあって、当事者参画条例のほうを中心に書かれていますが、それと同時だったんですけども、神奈川県条例の改定というのも一歩進んだ形になりました。特に今回のテーマの一つにもなっていますけれども、いわゆるインクルーシブデザインというか、計画段階で公共施設に関しては当事者の参画を促す。義務までは行かないんですが、推進していくというようなことが今回新たに入っているんです。

ですから、その辺もぜひ取り上げていただいて、県のほうでもこういう形で方向性を同じくして進んでいるのだと、茅ヶ崎市でも具体的にそれをきちんと取り上げて、さらに進めていくというような形で、ぜひその辺の整理をし、それから「行政」というような言い方の中でも県というものの位置づけなんかも出していただくといいかなと思いました。

それから、私は小中学校、学校というのは今非常に重要だと思っているんですが、これは実態がどうなのかというのをぜひ茅ヶ崎市でもきちんと調査していただけたらいいかなと思います。といいますのは、私の研究室のほうで、横浜市、それから神奈川県の高校を調査したところ、バリアフリー化はまだまだという実情が数字の上からもかなり出ています。意識が、まずあまりない。特に県立高校に関しては県の役割りなので、茅ヶ崎市ができることではないのかもしれませんが、障がいを持っている学生が入ってきたら考えるというスタンスが多いですね。まだまだそういう意味では学校現場でも、インクルーシブ教育とか言いますが、なかなかまだ一般の心のバリアフリーが、バリアがまだ解けていないというところが実態としてはあるんじゃないかなと思います。

ですから、ぜひ今回の改定では、教育施設、小中学校、場合によっては保育園、幼稚園まで行くのかもしれませんが、それから高校ですね。大学というのもあります。教育施設関係の枠を広げていくというあたりにぜひ力を入れてやっていただくといいかなと強く思います。先ほどの通学路の話

なんかもまさにそうだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで、後半というか、あと数十分は具体的な重点整備地区についてのご意見をいただいたほうがいいのではないかとということですが、本編で言うと5章から後ろの部分ということで、この辺で具体的なご指摘というようなことに関してご意見いただけますでしょうか。事務局からは、特に細かい説明は無く、資料を見ていただいて、これに関して意見をもらうというのでよろしいでしょうか。

事務局 : そうですね。第5章以降につきましては、資料を基にという形で。すみません、会場内の前面のモニターにつきましては、ちょっとトラブルで映りません。オンラインで参加の方々につきましては、パソコンを通じて画面共有はできますので、こちらで確認させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

大原会長 : いかがでしょうか。

それではちょっと、司会役ですが、大原から。

先ほどの話の中で、梅田小学校、中学校というのが、この範囲内に入っていましたっけ。

事務局 : はい。基本構想56ページが重点整備地区の一覧、地図になっております。その中で、その他という形で右側に茅ヶ崎市小学校、梅田小学校、梅田中学校の小中3校が重点整備地区内にある小中学校の施設という形になります。

大原会長 : それで、先ほどせっかくご指摘があったので申しますと、小学校、中学校は市全域で基本的にいろいろ建築物に関しては考えていくということですが、先ほどの通学路というような視点で、この重点整備地区の中では何らかの検討というか、そういうことはできますかというか、しますかということをお聞きしようかなと思ひました。

事務局 : 重点整備地区につきましては、今ご覧になられている基本構想の56ページの図面になります。青色で着色している道路が生活関連経路で、バリアフリー化を進めなければならない経路となっています。市の道路管理者、また、神奈川県や、国土交通省の道路管理者とも協力しながら、バリアフリー化を進めていく予定でございます。

前回の基本構想も、学校までの経路についてはバリアフリー化すべきということで位置づけをしています。ただ、建物については、前回の中で触れずにいましたので、今回改めて入れさせていただいております。この重点整備地区を外れた通学路につきましては、市役所が主体となって取り組む第7章の中で、市の道路管理課が大半を占めますけれども、そことも連携しながら補完していくような形で進めていければなと考えております。

大原会長 : ありがとうございます。

いかがでしょうか。特に重点整備地区に関しては、前回も一応さんごん検討された上での改定ですので、それほどご意見はないと思ひてよろしいですか。ぜひお願ひします。

上杉委員 : 上杉です。

これはどこまで言っているものなんですか、ちょっとよく分からないんですが。資料3の50ページの上から2つ目です。今の重点のところなんですけれども、私、北茅ヶ崎駅のそばに住んでいます。なので、これは車椅子の人に非常にありがたいことかなと思っております。北茅ヶ崎駅は、今、エレベーターがないんです。

だけど、北茅ヶ崎駅の乗り降りの最大の住民的な課題としては、あの駅は東邦チタニウム株式会社の従業員さんのためにできたと聞いていたんです。だから、チタニウムの門のすぐ横に改札とかがあるわけなんです。でも、あそこを乗り降りする人の多くは、北のほうからやってくる。鶴が台のほうから歩いてくるんです。なので、非常に小さい踏切を通して、ぐるっと回って改札に行くという多くの乗り降りの人たちのことを考えると、踏切を渡らないでいい北茅ヶ崎駅への導入みたいなものを考えていただきたいし、車椅子の方だって、恐らくそちらから乗ります。だとしたら、踏切を渡らなくてもいい状況でエレベーターを設置して、ホームに降りられるようなバリアフリーを考えていただくのが非常にありがたいと思いますが、ここまで言っているのかよく分からないので、取りあえず言うだけにしておきます。

事務局 : 北茅ヶ崎駅につきましては、自由通路・橋上駅舎化により、東口をつけてバリアフリーを進めることとしておりました。ただ、今回、そういった形がなかなか難しい状況で、橋上駅舎化が本当にいいのかという議論もありまして、まずはバリアフリー化を先にやって、その後、現在またJRさんと協議を続けていきたいと考えています。その東口についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

上杉委員 : 車椅子ではない方にとっては段階を踏むのはいいと思うんですけども、エレベーターは1回設置したら多分もう場所が変えられないと思いますので、そこら辺はぜひ初めのほうからの計画で、よろしく願いいたします。

事務局 : ありがとうございます。

大原会長 : ありがとうございます。

それでは、具体的なところはまた、お気づきの点を事務局に気がつかれたらお知らせいただくということにしていきたいと思っております。

それで、具体的な特定事業は今調整中で、これからどういうリストになるかというのは次回はっきり出てくるということですね。

事務局 : 特定事業につきましては、現在調整中です。次回第4回会議の中でお示しをさせていただく予定でございます。

大原会長 : それでは、まだちょっと時間がありますが、今日は事業者ではJRさんが来られていますが、思いのほか茅ヶ崎市役所内からのご質問などが多かったのですが、事業者さんとか市民の方で、この策定に当たって、元に戻って全般的な話でも構いませんので、何かご意見とかをいただければと思います。

石井委員 : 今年度から公募市民として参加している石井と申します。よろしくお願いいたします。

事前の説明のときに一つ興味深い、今、3月末日まで川柳を募集されているという話がありまして、今日の本論と関係あるかはちょっと分からないんですけども、今までの議論に参加はしていなかったの、ちょっと一つ確認したいことがあるんです。いわゆるこのテーマの応募というのは、標語募集、標語という言葉が使われますよね。今回、川柳という言葉が使われた、その思い、今までの議論の過程が分からないので、その辺をちょっと学んでおきたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

事務局 : ただいまご質問ありました川柳の取組は、現在、市の広報紙、「広報ちがさき」の2面、3面の欄外を使いまして、心のバリアフリーの普及啓発を令和元年から取り組んできております。もともとは、当事者の声、体験を「ありがとう」という言葉を使いながら、各特性に合わせ月替わりで発信してきております。

令和5年1月からは、バリアフリー教室を小学校でやっていますので、子どもたちの感想を交えながら発信していこうということで、令和5年5月まで実施していきます。6月以降は、市民部会から一方的な発信ではなくて、市民の皆様も参加して、より心のバリアフリーの普及が伝わるように取り組んでいこうという形で、一案として川柳を挙げさせていただいております。標語なら標語でもよかったんですけども、川柳という形で市民の皆様が応募しやすいものをご提案させていただいて、令和5年6月から新たにに取り組んでいきたいと考えているものでございます。

石井委員 : 私だけのこだわりかもしれないですけども、川柳というと、私、今まで忘れないものが一つありまして、こんなものがありました。「一戸建て、手が出る場所はクマも出る」これは川柳の代表の句なんですね。言いますと、川柳というのは風刺とか、ある程度皮肉るとかというニュアンスが私には強いんです。心のバリアフリーをテーマとした標語を募集するときに、私個人的な考えかもしれませんが、川柳という言葉はちょっとなじみにくいのかなという気がどうしてもして、しょうがないんです。今までの議論でどういった形で川柳という言葉にこだわられたのかということ。

双方向でやれとおっしゃった、説明があったように大変重要なことで、これからもずうっとやっていかななくてはいけないキーワードになると思うんですけども、今回たまたま川柳ということで使われたいきさつみたいなのをもうちょっと確認しないと、市民部会の方で応募作品について今後精査していきますよね。そのときに、要するに、いい悪いじゃなくしても、統一見解というものをやはり委員の方みんながわきまえていかななくてはいけないので、川柳というところのこだわりについて、やはり一定の理解をしておきたいという意味での質問です。

事務局 : 現在、皆様から川柳の応募を受けています。4月になりましたら、市民部

会を中心に、選定について議論させていただきますけれども、審査の前段では、こういう考え方の中で審査をお願いしたいという共通認識を委員の中で図った上で、審査をお願いしたいと考えております。

今回の取組に当たっても、市内で川柳活動をしていただいている団体の方々にもヒアリングをさせていただいております。その中で、社会福祉協議会のボランティア団体で活動されている方々もいまして、川柳というと、面白く滑稽な川柳もございますけれども、そういうことなくして表現していく川柳もあるということで、ぜひともお願いしたいということもありました。あんまり細かくテーマを絞り過ぎてしまうと、内容を誘導するようになるため、テーマに関しては少し幅広く持った形で、市民の皆様がそれを捉えてどう感じて発信していくかというところに期待を込めて、今後活動していきたいと考えております。

市民部会の中でも、まず6作品選考して、そこでトライアルをしながら、対象者を変えとか、やり方を変えていこうという話をこれまでできています。まずは進めることが第一と考えております。その中で、改善するものがあれば、次に向けて改善していければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

柏崎委員： 今の質問のことは、市民部会でも議論になったんです。おっしゃるとおり、川柳は、皮肉だとか、ブラックユーモアだとか、そういうのがメインのテーマなので、この市民部会でもそういうのはやめようと。要するに、心のバリアフリーなんだから、思いやりだとか優しさだとか、そういうものを中心とした川柳を選考していこうというように委員の中では話が出ています。

だから、おっしゃるとおり、ちょっと皮肉った格好のものが川柳の主体だと思うんですけども、そういう方向には持っていけないようにしたいと、私個人は思っていますので、おっしゃるとおりだと思います。委員の中でもかなりその辺のところは議論になりました。

以上です。

今井委員： 茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会の今井と申します。今回初めて参加しますので、視覚障がいから見たバリアフリー、最近感じていること。直接今回のものとはちょっと離れるかもしれませんが、お話しさせていただきたいなと思います。

まず初めに、皆様方や諸先輩方が今までバリアフリーを推進していただいたことに感謝申し上げたいと思います。

最近私が考えている視覚障がいから見たバリアについてですけれども、1つ目が、歩道についてのバリアなんです。皆さんイメージしやすいのは茅ヶ崎駅北口を出て、ペDESTリアンデッキを降りて右側の歩道を国道に向かって歩いていくと、歩道に対して交わる道路が何本かありますが、歩道の終わり、道路の交わる部分に青い太い車止めがあります。また、歩道の始まりにも太くて緑色ですか、車止めがあります。それが何本か続きます。歩道の

バリアフリーという、もともと車椅子が段差で大変だということで段差をなくしてきたのだと思うんですが、今度は車止めというバリアが私たちにとっては立ち塞がっています。もっと身近なところで考えますと、この市役所の庁舎の南側の駐車場の庁舎側に細い通路がありますが、そこから庁舎に向かっていくと、細い通路の最後に赤い三角コーンがあつて、いつもつまづきそうになっています。

2つ目ですが、バリアフリーを広く考えますと、円滑な移動の促進ということで、歩行者だけでなく車についても言えるのではないかと考えています。茅ヶ崎の松風台入口交差点と赤羽根交差点というのが、南北の信号が上下線分離方式というのでしょうか、片側が青のときには片側が赤で、片側一方通行のような感じになってしまつて、そういう信号になってから渋滞が激しく、日常茶飯事になっています。普通の信号のときには渋滞などほとんど関係ないところだったんですが、今の信号方式になってから渋滞がひどくなっています。その赤羽根の信号から南へ下りた道路、これは長年かけて道路を拡幅して歩道を整備していただいたと思っているのですが、ごく一部、歩道がない部分がありまして、全盲の視覚障がい者の毎日通勤に使っているところでもありますし、視覚障がい者だけでなく一般の人も、サイレントマジョリティーも非常に困っているところだと思います。一日も早い解決を願っています。

最後に、アクセシビリティというのでしょうか。最近、テレビのニュースを見ていますと、ゼレンスキー大統領の話とか、どこかの大統領の話とかのニュースのときには、よく原語、生の声で放送されて、日本語は字幕放送というものがニュースで多くなってきていますが、私たちにはその日本語字幕が見えませんが、ニュースの多分一番大事なところが飛んでしまう。おかげで、ゼレンスキー大統領の声だけはよく記憶に残っています。

というようなことで、何か車止めのようなものを設置すると、その効果とともに副作用もあるということで、その両面からの評価が必要ではないかと考えています。最近感じていることを少しお話しさせていただきました。

瀧井委員 : 育成会の瀧井と申します。

今、今井さんの話を聞いて思ったのですが、この改定版に関して視覚障がいの方のために、保健福祉計画だと隅々このところにQRコードみたいなものがついていて、読み取り機能がついていものができるんですけども、この計画ではそういうことは考えられているのでしょうか。

事務局 : 情報保障になると思います。本協議会においても、視覚障がいのある委員にメール等を使っていますが、全ての情報を伝えきれていない状況です。今回の改定版では、例えばテキスト版であったり、先ほどもありましたけれども、概要版をもう少し分かりやすくしたり、きちっと情報が伝わるような形で工夫をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

大原会長 : いかがですか。ほかはよろしいですか。オンラインの方からは特にないで

すか。

事務局 : オンラインの方々は何かご質問等ございますでしょうか。

斉藤副会長 : 斉藤ですが、よろしいですか。

大原会長 : お願いいたします。

斉藤副会長 : 今までの皆さんの意見交換をお聞きして、いろいろ考えさせていただきました。構想自体の見直しは、よく理解することができました。大変分かりやすくまとまっていると思います。

しかし、その中で1ついつも気になる点があるんですが、重点整備地区の件でも先ほどいろいろご意見が出ていたんですが、特にこの特定事業です。一度この表を見ていただくと、資料3の5ページでも概要版のほうでもいいんですが、見ていただくと、やはり進捗率というのが当初は事業計画で非常に素晴らしい内容が掲げられているのですけれども、計画年度内になかなかその事業が進捗していかない。継続、実施中、あるいは未着手というようなこともあるということなので、ぜひ、これは今後の課題になると思いますが、特定事業、各企業に対して協議というのですか、そういう事業を考えていただくときに、これからの新しい構想、バリアフリー社会に向けての構想においては、どんな視点で各企業、民間事業者にバリアフリーへの取組をお願いしたいのか。それから、未着手やなかなか進まない事業については、その原因、要因を明らかにしていただいて、改定版の構想においては本当にバリアフリー社会が企業も中心となって進めていくような内容の具体的な協議というものを進めていただければと思います。

今回大変素晴らしいと私は個人的に思っているのですが、市役所が中心となって取り組む事業ということを改めて章立てした。それから、既に市民部会の人たちが本当に精力的に先駆的に、市民主導、主体によるバリアフリー社会への取組を行った。行政と市民側がものすごく燃えているような気がするんです。これは誤解のないようにお聞きしていただきたいんですが、これに加わって、市内の企業の方々が力を合わせていただくと、三位協働体制でのバリアフリー社会の取組ができていいと思いますので、ぜひ特定事業については未着手等が残らないような形での事前の計画内容、あるいは事業内容の検討ということをしていただくとありがたいなと思います。

以上です。

事務局 : ありがとうございます。特定事業に関しては、実際未着手が結構あるのでこれまでは協議を年に1回の状況で実施してきましたが、今後は事業を推進していくために事業者様としっかり協議をした上で進めていきたいと考えております。以上です。

大原会長 : ありがとうございます。私からは冊子の5ページでいうと、これまでの進捗状況や実施状況をあげられているわけですが、実態だけが書かれていて分析や考察の記載がないので、一言でも良いので入れておく方が良いと思う。表を見る限りでは、必ずしも民間企業というよりは、遅れている要因は

道路事業や公園事業であり、割合からしてこの辺での取組が遅れているのではないかと思う。建築物は対象が多いので件数としては多く見えるのですが、比率からするとやはり道路事業や公園事業が実は進んでないのではないかと見えてしまいます。実態は実態でこのように出ていますが、これに対して考察、特に力点を置くこと、なかなか進んでいないところを更に努力する形で一言考察を入れていただけると良いと思いました。そのようなところで他に意見はありますか。

予定時刻となりましたので、特定事業の調整、交渉が大変だと思いますが、できるだけ多くの実現ができるようお願いしたいと思います。そのうえで、3月に会議を行いたいと思います。現時点でいただいた意見を含めて次の段階に進むとことをご了解をえたことでよろしいでしょうか。それでは、これで事務局にお返しします。

4. その他

(1) 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）について

事務局：本市では、令和4年度より着手した茅ヶ崎市バリアフリー基本構想（平成27年9月策定、令和2年8月一部改訂）の改定作業を実施するにあたり、国から補助金の支援をいただき、取り組んでいます。この改定作業においては、一部の作業に対して外部への委託を行っており、この委託料に国からの補助金を充当している状況です。当該年度における実績を本市から国へ実績報告するにあたり、本協議会へ説明し必要に応じ意見をお伺いすることになっています。

国の補助金の状況についてです。国の補助金名称、所管は、令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（移動等円滑化基本構想策定事業））となり、国土交通省所管です。国の補助額は、2,191,000円です。補助対象者は、茅ヶ崎市となります。

本市の活用状況についてです。契約の名称は、令和4年度茅ヶ崎市バリアフリー基本構想改定業務委託です。契約期間は、令和4年7月14日から令和5年2月28日までです。契約先は、八千代エンジニアリング株式会社横浜センターです。契約金額は6,006,000円となり、そのうち、2,191,000円を充当しています。

（意見なし）

(2) 次回会議について

深瀬課長：委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご協力ありがとうございます。連絡事項となります。次回の会議日程ですが、第4回協議会は令和5年3月20日（月）午後3時から茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1、本日と同じ会議室となります。委員の皆さまには、長時間にわたりご協力をいただきありがとうございました。